

山 青 森 県 報

第千九百五十七号

平成十三年十二月十日(月曜日)

青森県知事 木 村 守 男

目 次

告 示

○漁場計画.....(水産振興課).....一

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出.....(経営振興課).....二

○右 同.....(同).....三

○建設業者の許可の取消し.....(土木事務所).....三

出 先 機 関

○土地改良事業の工事の完了.....(北地方農林水産事務所).....四

○道路の位置の指定.....(土木事務所).....四

告 示

青森県告示第六百七十四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定により、共同漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定め、同条第五項の規定により公示する。

平成十三年十二月十日

一 1 公示番号 内共第四十九号

2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	しじみ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置 北津軽郡市浦村地内

(三) 漁場の区域 前潟、セバト沼、これらとを接続する水路及びセバト沼と明神沼を接続する水路

3 免許予定日 平成十四年三月二十日

4 申請期間 平成十四年一月四日から同月二十五日まで

5 関係地区 北津軽郡市浦村

6 その他

(一) この免許の存続期間は、平成十四年三月二十日から平成十五年八月三十一日までとする。

(二) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

市浦地区広域型増殖場内におけるひらめ増殖事業を妨げてはならない。

1 公示番号 内共第五十号

2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

(二) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業 ふな漁業 わかさぎ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(一) 漁場の位置 北津軽郡市浦村地内
 (二) 漁場の区域 前潟、セバト沼、これらを接続する水路及びセバト沼と明神沼を接続する水路

- 3 免許予定日 平成十四年三月二十日
- 4 申請期間 平成十四年一月四日から同月二十五日まで
- 5 関係地区 北津軽郡市浦村
- 6 その他

(一) この免許の存続期間は、平成十四年三月二十日から平成十五年八月三十一日までとする。

(二) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。
 市浦地区広域型増殖場内におけるひらめ増殖事業を妨げてはならない。

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年十二月十日

青森県知事 木村守男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンロード青森

青森市緑三丁目九の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- 1 協同組合サンロード青森
青森市緑三丁目九の二
代表理事 福士喬
- 2 ニュータウン商事株式会社
青森市緑三丁目九の二
代表取締役 福士喬
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
ジャスコ株式会社 東京都千代田区神田錦一丁目一 代表取締役 岡田元也	イオン株式会社 千葉県千葉美浜区中瀬一丁目五 の代表取締役 岡田元也	住所 平成 三・五・七 三・八・三
株式会社丸大冷蔵 青森市問屋町二丁目一六の八 代表取締役 堀内琢夫	削除	三・九・〇
有限会社ラ・セリージュ 青森市緑三丁目九の二 代表取締役 三浦富美子	削除	三・八・〇
株式会社アイム 東京都品川区北品川一丁目八の一 代表取締役 飯島薫	削除	三・八・七
有限会社セアマン 秋田県秋田市中通二丁目八の一 代表取締役 伊藤博	三・一〇・三	
和和美紀子 青森市本町二丁目七の八	三・一〇・三	

四 届出年月日
平成十三年十月十八日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十三年十二月十日から平成十四年四月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十四年四月十日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第七項の規定により、同法第六条第二項の規定による届出をした者から当該届出の変更の届出があつたので、同法第八条第八項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十三年十二月十日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンロード青森

青森市緑三丁目九の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 協同組合サンロード青森

青森市緑三丁目九の二

代表理事 福士喬

2 ニュータウン商事株式会社

青森市緑三丁目九の二

代表取締役 福士喬

三 変更しようとする事項

区分	変更前	変更後
大規模小売店舗の施設の運営に関する事項	西第一駐車場 午前八時三十分から午後十時 まで	西第一駐車場 午前八時三十分から午後九時 まで
来客が駐車場を利用するときの時間帯	西第二駐車場 午前十時から午後十時まで (ただし、日曜日は午前九時から利用可能)	西第二駐車場 午前十時から午後九時まで (ただし、日曜日は午前九時から利用可能)
西第三駐車場	午前九時四十五分から午後十時 まで(ただし、日曜日は午前九時から利用可能)	西第三駐車場 午前九時四十五分から午後九時 まで(ただし、日曜日は午前九時から利用可能)
西第四駐車場	午前十時から午後十時まで	西第四駐車場 午前十時から午後九時まで

四 届出年月日

平成十三年十月二十二日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十三年十二月十日から平成十四年四月十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年十二月十日

青森県知事 木村守男

- 一 商号又は名称 里村体育施設有限会社
- 二 代表者の氏名 里村千九三
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市西二十一番町一六の一七
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一八)第一一六八五号
- 五 取消年月日 平成十三年十一月二十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
とび・土工・コンクリート、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十三年十一月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出先機関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十三年十二月十日

北地方農林水産事務所長 山本義弘

土地改良事業の名称	更生芦野地区基盤整備促進事業
事業を行う者	金木町
工事が完了年月日	平成一三・二・二六

十和田土木事務所告示第十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、十和田土木事務所及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年十二月十日

十和田土木事務所長 原田邦治

位置	延長	幅員	指定年月日
十和田市東十五番町一六の四の一	五九・〇〇メートル	六・〇〇メートル	平成一三・二・二七

発行所・発行人	青森市長島一丁目一番一号 青森県	印刷所・販売人	青森市古川一丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
---------	------------------	---------	------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十七円八十五銭